

掛川市告示第22号

掛川市障害者福祉通所費助成要綱（平成17年掛川市告示第33号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月28日

掛川市長 久保田 崇

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「福祉施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項、第12項、第13項、第14項に規定する障害者福祉サービス事業を行う施設をいう。

第3条中「住所を有し、」の次に「法第22条第8項の規定に基づき市が発行した障害福祉サービス受給者証の交付を受け、」を加える。

第5条中「に通所実績証明書（様式第2号）を添付して」を「により」に改める。

第7条中「通所の方法又は住所若しくは氏名」を「住所若しくは氏名又は振込先金融機関」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

障害者福祉施設通所費助成申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所

申請者

氏 名



年 月分の障害者福祉施設通所費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

住 所									
氏 名		生年月日		年 月 日					
通 所 方 法		<input type="checkbox"/> バス		<input type="checkbox"/> 鉄道		<input type="checkbox"/> 自転車（原付含む。）		<input type="checkbox"/> 徒歩	
		<input type="checkbox"/> 施設送迎車		<input type="checkbox"/> 自動車		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
通 所 日 数		日							
交通機関利用	利用区間	（ ）～（ ） （経由）							
	費用	1月当たり 円							
備 考 欄		バ ス （ ）円 鉄 道 （ ）円 施設送迎車 （ ）円							
通 所 距 離		交通用具使用		km（片道）					
		そ の 他		km（片道）					
口 座 振 込 先 金 融 機 関		金 融 機 関 名		銀行 信用金庫 農協				本店 支店 支所	
		種別	普通・当座	口 座 番 号		フリガナ 名 義 人			

（注）通所方法の欄については、該当する項目にレ印を付けてください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設名

施設長

氏

名

印

※市記入欄

通所方法						通所日数		決定額
家族送迎等			公共交通機関			4日 以上	3日 3/4	
5km未満	2,000円		バス	×1/2=	円	2日	1日	円
10km未満	2,600円		鉄道	×1/2=	円	2/4	1/4	
10km以上	3,200円		送迎車	×1/2=	円			

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号を次のように改め、同様式を様式第 2 号とする。

障害者福祉施設通所費助成申請事項変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
届出者
氏 名

障害者福祉施設通所費の助成の申請事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

（注）

- 1 変更内容の欄については、該当する項目にレ印を付けてください。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 3 この告示を実施するために必要な手続、準備その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。